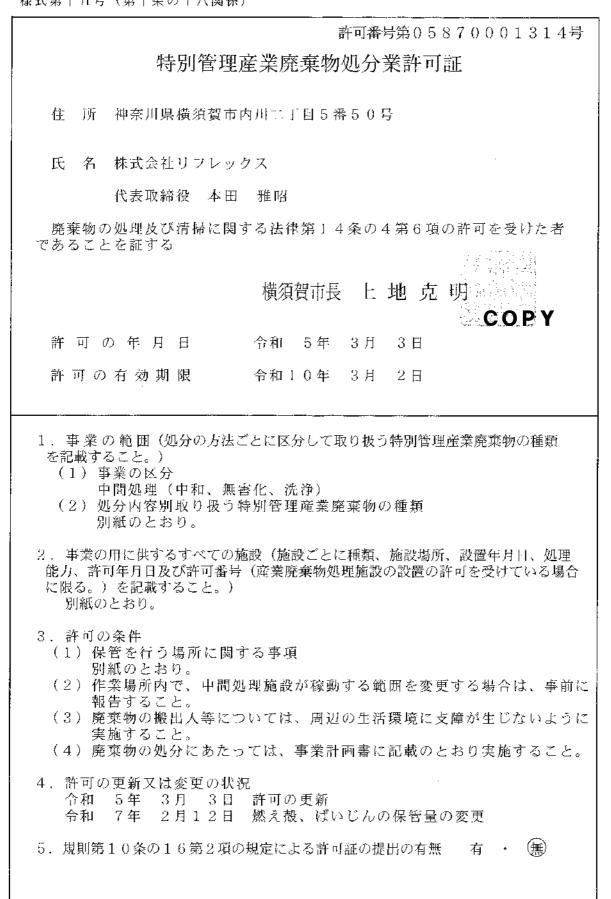
様式第十五号(第十条の十八関係)



T.

(000514)

処分内容別取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

○中和に係るもの

- ・ 廃 酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物である ものを除く。)
- ・ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

○無害化に係るもの

・特定有害産業廃棄物(金属等の詳細は別紙別表のとおり。) 鉱さい、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ

○洗浄に係るもの

特定有害産業廃棄物(金属等の詳細は別紙別表のとおり。)
 ばいじん、燃え殻

事業の用に供するすべての施設

- (1)施設の種類:中和施設
 施設場所:橫須賀市内川二丁目5番50号
 設置年月日:平成8年12月15日
 処理能力:2.24㎡/日(8時間)
- (2)施設の種類:無害化施設
 施設場所:横須賀市内川二丁目5番50号
 設置年月日:平成8年12月15日
 処理能力:2.16㎡/日(8時間)
- (3)施設の種類:洗浄施設(洗浄作業は施設内に限る)
 施設場所:横須賀市内川二丁目5番50号
 設置年月日:平成16年4月30日
 処理能力:9t/日(8時間)

許可の条件

... 6 4:

ي زير

保管を行う場所に関する事項

廃棄物の保管を行う場所の所在地等は、次に限る。

①所 在 地:横須賀市内川二丁目5番50号
 面 積:2.5㎡
 保管する特別:中和に係る廃酸、廃アルカリ及び無害化に係る鉱さい、ばいじん、管理産業廃棄 燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ
 物 の 種 類
 面 積:2.5㎡
 保 管 上 限:1.51m³
 積上げ高さ: -

COPY

別 紙

 ②所 在 地: 横須賀市内川二丁目5番50号 面 積: 40㎡ 保管する特別: 洗浄に係るばいじん、燃え殻 管理産業廃棄 物 の 種 類
 保 管 上 限: 120m³ 積上げ高さ: 3m

5

ŝ

102 A150

ł,

1940 A.

というにはないと、たちにないないというときをいたたというか。

ware up to a creat

2010/01/2014

しいたら

ć

Å.

2.87%

1.000

1. 2.60

 ③所 在 地: 横須賀市内川二丁目5番50号 面 積:7、7㎡ 保管する特別:洗浄に係るばいじん、燃え殻 管理産業廃棄 物の種類 保管上限:3m³(洗浄水運搬用タンク) 積上げ高さ:-

無害化に係るもの

別表(特定有害産業廃棄物別取扱う金属等の種類)

ۍ ۲	特定有害産業廃棄物名 注属等の名称	<u>鉱</u> さい	ば い じん	燃え殻	廃 油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
1	水銀又はその化合物		0			0	0	0
2	カドミウム又はその化合物		<u> </u>					\bigcirc
	鉛又はその化合物	0				<u> </u>		0
4	有機燐化合物				the second s		-	
5.	<u> 六価クロム化合物</u>			0		0	\bigcirc	
$\frac{6}{7}$	- 砒素又はその化合物			U SAN STREAM	<u>1945 (* 1973)</u> 1947 - Maria Maria		0	0
	<u>シアン化合物</u> PCB							
$\frac{8}{9}$	トリクロロエチレン			1917) 1917 - 1917 - 1917 1917 - 1917 - 1917				
9 10	- アリクロロエブレン テトラクロロエチレン		CARLANDAR CARACIANTA					
10	<u>ジケロロメタン</u>		3 3 1 1		··· · · ·	····· ·····		
$11 \\ 12$								
13	<u>日本にに次示</u> 1.2-ジクロロエタン		.		·····			
14	1. 1-ジクロロエチレン				··· ··· ·· · · · · · · · · · · ·			
15	シスー1.2-ジクロロエチレン					_	_	
16	1. 1. 1ートリクロロエタン				- :		-	_
17	1.1.2ートリクロロエタン				—		—	
18	1.3-ジクロロプロペン	80. CA	en encor		_	_	_	
19	チウラム		1. 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				—	
20			97.4	10 A T			-	·
21	チオベンカルブ					_	_	—
22	ベンゼン			A			—	_
23	セレン又はその化合物		0	0		0	\bigcirc	0
24	1. 4-ジオキサン		_			—		_
25	ダイオキシン類			—		·-		—

※ 取扱うことのできるものは「〇」で表示してあります

おおけ のかわたい 日本語 法国家 おお うしいてきい

COPY

洗浄に係るもの

ł

a service and the service of the ser

別表 (特定有害産業廃棄物別取扱う金属等の種類)

	特定有害産業廃棄物名	鉱 さ い	ば い じん	燃 え 殻	廃 袖	汚 泥	廃酸	廃 ア ル カ リ
र्त	金属等の名称							,
1	水銀乂はその化合物	— —	0			—	—	_
2	カドミウム又はその化合物	-	0	0			4177	—
3		_	0	0			_	—
4	有機燐化合物					_		
5	六価クロム化合物		\odot	0				
6	砒素又はその化合物		0	0			—	
7						_		
8	РСВ		14 A. P.	ne na na		_		
9	トリクロロエチレン							
10	デトラクロロエチレン				—			—
11	ジクロロメタン						_	
12	四塩化炭素	1.200			. –			
13	1. 2-ジクロロエタン					_		
14	1.1-ジクロロエチレン							
15	シスー1.2-ジクロロエチレン			<u></u>	_			
16	1.1.1-トリクロロエタン					_		
17	1.1.2-トリクロロエタン					·		_
18	1. 3-ジクロロプロペン					<u>.</u> ,	· · -	
19	チウラム	38. S.A.					-	
20	シマジン							
21	チオベンカルブ						L —	
22	ベンゼン					—		
23	セレン又はその化合物	C 10/04/200-24/2011	\circ					–
24	1. 4ージオキサン		_		atul da katul atu u			—
25	ダイオキシン類							

※ 取扱うことのできるものは「C」で表示してあります